

こんにちは 家畜保健衛生所です

令和6年9月30日

高病原性鳥インフルエンザの 発生防止対策を再度徹底してください！

これから渡り鳥の本格的な飛来を迎え、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まってきます。

つきましては、昨年度に引き続き、**令和6年10月から令和7年5月の期間、月ごとに飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検の実施をお願いいたします。毎月送付するチェック票にご記入の上、ご提出をお願いいたします。**

以下の飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、より慎重な健康観察をお願いします。

- 項目⑬ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 項目⑭ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 項目⑮ 衛生管理区域に立ち入る際の車両の消毒等
- 項目⑳ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 項目㉑ 家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用
- 項目㉔ 野生動物の侵入防止（ネット等の設置・点検および修繕）
- 項目㉖ ねずみ及び害虫の駆除

鳥インフルエンザを疑う症状があれば早期発見・早期通報を！

- ・ 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が直近の21日間の平均死亡率の**2倍以上**となった場合
- ・ **5羽以上**の家きんがまとまって死亡している場合
- ・ **複数の**鶏の「とさか」などが青っぽくなり、元気なく、産卵率が低下

家畜保健衛生所業務第一課
家畜保健衛生所業務第二課

TEL 0743-59-1700
TEL 0745-62-2440